

やすらぎ会員加入申込書

JA愛知東 やすらぎ課 行

入会契約者	住所			
	ふりがな		生年月日	性別
	氏名	Ⓜ	大昭平 年月日生	男・女
	電話番号		JA組合員資格	正 准 無
同居親族	氏名	続柄	氏名	続柄

貴組合のやすらぎ会会則を了知し、所定の手続きを行い入会金を添えて会員加入申込みいたします。

注1) やすらぎホールの使用は、葬祭利用申込順が優先されます。

注2) 同居親族は加入時の参考です。成人者のみご記入ください。

JA愛知東やすらぎ会 会則

第1条 (目的)

会員並びにその同居の親族が、葬儀に際しJA葬祭を利用することにより、便宜や安心感を享受し、家族のくらしの安心を図ることを目的とする。

第2条 (名称)

「JAやすらぎ会」(以下この会という)と称す。

第3条 (会員種類と資格及び地区)

1. この会は、次項に定める資格要件にて入会し、会員には「会員証」を交付する。

- やすらぎ会入会契約者(入会金5千円を添えて申込みする。)
- 入会契約者の同居(病院及び老人施設等の入居者を含む)の親族。
- 会員資格に有効期限は無く、葬儀が発生後も同内容で資格が継続するものとする。
- 入会契約者死亡の場合は会員資格を同居の家族に限り承継できるものとする。

2. この会は、会員の地区を愛知東農業協同組合の定款の定める地区とする。

第4条 (会員の退会)

この会は、次による会員の資格消滅により退会する。なお、退会による会費の返金はないものとする。ただし、会員都合により会員特典を受けることができなかつた場合任意脱退を認める。この場合は入会金を返還する。

- 会員が地区外に住居を移転した場合。
- 会員は転居その他の理由でこの会を利用出来なくなった場合。
- 会員が資格消滅した場合及び同居の親族でなくなった場合。
- 会員は退会により『会員証』を返還することとする。

第5条 (会員特典)

この会の会員は、会員証の提示により次の特典を受けることができる。

- JAやすらぎ課が定めた「出張葬およびホール葬における祭壇利用料金」の10%並びに「香典返し品(ただし商品券と付属する仕出料理等は除く)代金」の5%の割引。

第6条 (事務局)

この会の事務局は、生活部やすらぎ課が掌握する。

第7条 (改廃)

この会則の改廃は組合長がこれをおこなう。

附 則 平成13年4月1日より施行する。

この会則の改定は平成14年10月1日より施行する。

この会則の改定は平成19年4月1日より施行する。

この会則の改定は令和元年10月1日より施行する。

組合使用欄

会 員 番 号							

検 印	担当者印 / 支店担当印

※ 当該個人情報につきましては、葬儀施行及び関連する商品・サービスの提供に利用いたします。